

20230310_部整技管_事務連絡_1 年

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 1 0 日

各管理所長

各事務所（技術）副所長

各事務所工事・検査担当課長殿

総括技術検査官

土木工事中間技術検査実施運用（案）について

標記について「土木工事中間技術検査実施運用（案）」を定めたため関係者へ周知されたい。

なお、「土木工事中間技術検査実施細則（案）（平成 25 年 3 月 22 日事務連絡）」及び「中間技術検査の実施回数及び実施時期の考え方（平成 25 年 3 月 22 日、平成 31 年 3 月 6 日事務連絡）」については廃止する。

本事務連絡は令和 5 年 4 月 1 日以降に手続きを開始する工事に適用し、契約中の工事においても打合せ簿（協議）により適用しても良い。

問合せ先

企画部 技術検査官 中矢（85-3122）

技術管理課検査係長 佐藤（85-3296）

土木工事中間技術検査実施運用（案）

令和 5 年 3 月 10 日

（目 的）

1. この運用は、地方整備局土木工事技術検査基準（案）（平成 18 年 3 月 31 日付け国官技第 283 号）第 4 条の運用にあたり、中部地方整備局管内で施工される土木工事の中間技術検査が適切に行われることを目的とする。

（対象工事）

2. 中間技術検査の対象工事は、以下のとおりとする。
 - ・ 契約金額が 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事
 - ・ 局長、又は分任官工事にあつては事務所長が必要と認めた工事ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。
（地方整備局土木工事技術検査基準（案）第 4 条第 1 項）

（実施時期）

3. 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済）部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。
（地方整備局土木工事技術検査基準（案）第 4 条第 2 項）

（実施回数）

4. 中間技術検査の実施回数は別紙－1～3を参考にして決定することとするが、その工事の重要度に応じて増減できるものとする。
なお、既済部分検査を行う場合は、同時に中間技術検査を実施することを原則とする。ただし両検査の実施可能時期が一致しない場合は、既済部分検査の実施可能時期を優先して同時実施すること。
また、既済部分検査の対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合は、中間技術検査を省略できるものとする。

（既済部分検査技術基準（案）・同解説 第 2 条の解説(2)）

（検査適正実施）

5. 発注時に中間技術検査の対象外工事であっても、変更契約により契約金額が1億円以上かつ工期6ヶ月以上になることが見込まれる工事は、第3項に基づき中間技術検査を実施するものとする。
設計及び現場条件の照査や工程見直し等を踏まえ、受注者より、当初設定されている中間技術検査時期等が不適当との申し出があった場合は、検査の省略も含め別紙－1～3を参考にして実施時期と回数を改めること。

（検査減免）

6. 「請負工事成績評定結果取扱細則（運用）（令和 5 年 3 月 1 0 日付け事務連絡参照）」の工事成績優秀企業が受注した工事については、契約後、受注者からの協議により中間技術検査を減免する事ができる。

なお第 4 項にいう、既済部分検査と同時に実施する中間技術検査は減免の対象外とする。

（その他）

7. 追加特記仕様書記載例を以下に示す。

※)斜体表示は追特仕作成上の注意事項であるため本文から消去すること。

(当初中間技術検査が予定されているものに記載)

第〇条 中間技術検査

(1)本工事は、「共仕」第3編1-1- 8 第3 ～ 5 項の中間技術検査の対象工事である。

1) 中間技術検査は工事規模、工事全体の検査時期、主要工種等を考慮して、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で設定している。

本工事の実施回数は〇回(既済部分検査と同時実施する中間技術検査を含む)を予定している。

※)〇の部分は別紙-1～3に基づいて設定する。

2) 工種及び実施時期(段階)については、下表のとおりとする。

※)2カ年国債、RC橋脚複数基、それぞれに基礎杭が有る工事の例

工種	実施時期(段階)	備考
RC橋脚工	基礎杭の一部完了時	杭頭処理完了時
RC橋脚工	橋脚躯体工の一部完了時	不可視部は埋戻し前

※)この部分に必要な応じ、以下の注意書きを加えることが望ましい。

工種及び実施時期(段階)を示した表の下に加える注意書きの例

(杭の検査時期)

注) 基礎杭の一部完了時とは、少なくともRC橋脚工1基について、杭頭処理及び出来形管理まで完了した段階とし、原則としてフーチングの鉄筋組立開始までに実施するものとする。

(躯体工の不可視部分)

注) 橋脚躯体工の一部完了時とは、不可視部の出来形・品質管理まで完了した段階とし、埋戻し開始までに実施するものとする。

(複数工種の検査の統合)

注) 別々のRC橋脚工において、基礎杭の一部完了時と橋脚躯体工の一部(不可視部)完了時を同時に実施することにより、実施回数を1回にすることができる。ただし、既済部分検査時には、中間技術検査を同時に実施するものとする。

3) 既済部分検査が予定されている場合は、同時に中間技術検査を実施するが、2)の対象時期と、既済部分出来高の関係で同時実施が難しい場合は監督職員と協議し適正な時期に検査を実施する。なお、既済部分検査の対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合は同時中間技術検査を省略できる。

4) 設計・現場条件の照査や工程見直し等を踏まえ、当初設定されている中間技術検査の時期・対象工種等が不適当と考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。

5) 検査時期選定については、監督職員が現場の施工段階を把握したうえで、検査に先立って受注者に通知するものとする。('共仕'第3 編1-1- 8第5 項)

（原則、前条を適用する全ての工事に記載）

第〇条 工事成績優秀企業の中間技術検査減免

(1) 本工事は、請負工事成績評価結果取扱細則（通称「ゴールドカード制度」）に基づく、工事成績優秀企業に対する中間技術検査の減免対象工事である。

1) 本工事契約時点において、ゴールドカード制度の工事成績優秀企業に認定されている受注者は、協議により中間技術検査を減免することが出来る。

中間技術検査減免を希望する場合は、以下資料と共に監督職員と協議すること。

- ・ 工事成績優秀企業認定書のコピー（有効期限確認のため）
- ・ 免除を希望する中間技術検査（工種、実施時期（段階））

2) 本工事工期内に認定優秀企業の有効期限が切れた場合でも、完成時まで中間技術検査の減免が可能である。なお契約時点で非認定であった者が、工期内において新たに認定された場合は、中間技術検査の減免は出来ない。

3) 既済部分検査が予定されている場合は、上項に関わらず、原則中間技術検査を受検するものとする。ただし、既済部分検査の対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合はこの限りではない。

（当初中間技術検査の対象工事でない場合に記載）

第〇条 中間技術検査

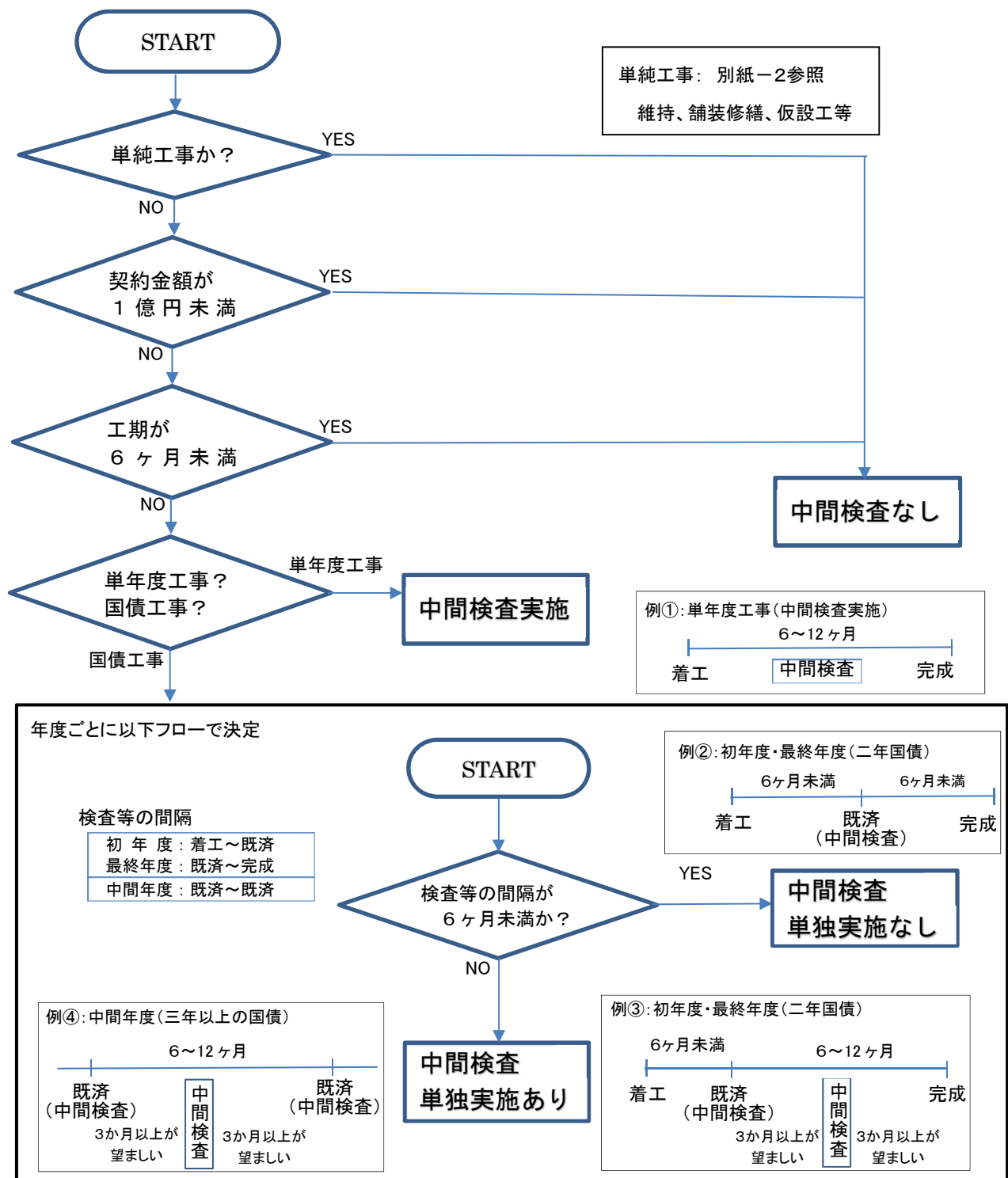
(1) 本工事は中間技術検査の対象工事ではないが、以下のとおり中間技術検査を追加する場合がある。

1) 受注者は、工事の品質向上等のために中間技術検査の実施が必用と判断される場合は、監督職員に協議することができる。

2) 変更契約の結果、契約金額や工期の大幅な増が見込まれる場合、契約変更の前であっても、工事規模、工事全体の検査時期、主要工種等を考慮して、施工上の重要な変化点である時期に中間技術検査を追加実施する。その場合は監督職員より指示する。

別紙—1

中間技術検査は、下記フローを参照の上実施の有無、回数を定める。



○留意点

- ・このフローは、既済部分検査時は中間技術検査を同時に実施する前提で作られている。
- ・このフローで決定した中間検査回数（既済同時含む）を元に、別紙—2等を参考にして中間検査の実施時期を決定し、追加特記仕様書に記載する。
- ・国債工事（特に鋼橋製作工）の初年度は、工期開始～既済が6ヶ月以上あっても、準備期間が長い場合が多いため、準備期間等を外した着工～既済の期間で中間検査実施の要否を決定する。

別紙ー2

中間技術検査の実施時期(段階)の目安等一覧表

主工事	工 種	実 施 時 期 (段 階)
河 川	護岸、護床、根固め、水制、 床止め・床固め	・主要構造物の不可視部(一部)完了時(埋戻し前、覆土前、仮締切撤去前で対象物が確認できる時期) ・主工種の1/3～1/2程度の施工完了時
	樋門・樋管、水門、 堰、排水機場	・基礎杭(一部)完了時(杭頭処理完了時で構造物の鉄筋組立開始前) ・地盤改良(一部)完了時 ・コンクリート構造物の一部完了時(施工が1/3～1/2程度の段階) ・構造物の不可視部完了時(埋戻し前、仮締切撤去前で対象物が確認できる時期)
	水路トンネル	・支保工(一部)完了時(ロックボルト打込み、吹付けコンクリートを含む) ・覆工コンクリート一部完了時(施工が1/3～1/2程度の段階)
海 岸	護岸等	・河川に準じる
	突堤・人工岬	・主工種の1/3～1/2程度の施工完了時
砂 防	砂防堰堤	・コンクリート堰堤一部完了時(施工が1/3～1/2程度の段階) ・鋼製堰堤現場施工一部完了時(施工が1/3～1/2程度の段階)
	護岸等	・河川に準じる
	斜面对策	・主工種の1/3～1/2程度の施工完了時
道 路	道路改良	・主要構造物の施工が全体の1/3～1/2程度完了した段階 ・コンクリート構造物の埋戻し前 ・地盤改良の(一部)完了時
	舗装	・コンクリート舗装のアスファルト中間層完了時(路盤工完了時は実施不要) ・主工種の1/3～1/2程度の施工完了時
	橋梁下部	・基礎杭(一部)完了時(杭頭処理まで、フーチングの鉄筋組立開始前) ・構造物の不可視部(フーチング等)完了時(埋戻し前) ・鋼製橋脚は仮組立完了時(段階確認は検査と同日実施可)
	橋梁上部	・直接仮組立完了時(段階確認は検査と同日実施可) ・シミュレーション仮組立時(部材精度確認、段階確認は検査と同日実施可) 【合成床版工を含む工事】 ・架設(一部)完了時(床版コンクリート打設前。架設出来形管理図表整理まで。) 【床版工事が別発注の場合】 ・架設一部完了時(架設出来形管理図表整理まで)
	コンクリート橋(PC)上部	・コンクリート打設一部完了時(全体の1/3～1/2径間完了時) ・プレキャスト桁架設(一部)完了時(床版コンクリート着手前・架設出来形管理図表整理まで) ・プレキャストセグメント桁製作完了時(製作出来形・品質管理図表整理まで)
	トンネル	・支保工(一部)完了時(ロックボルト打込み、吹付けコンクリートを含む) ・覆工コンクリート一部完了時(全体の1/3～1/2完了時)
	共同溝	・コンクリート打設一部完了時(覆工又は立溝の1/3～1/2完了時)
	電線共同溝	・電線共同溝等(施工が1/3～1/2程度完了時)
	ダム	・各工事毎に別途定める
	その他	・多工種にわたる工事 ・主たる工種の項目で実施 ・撤去工事 ・個別に技術管理課(技術検査官)と相談されたい。 ・シールド掘削(一部)完了時(2次覆工の1/3～1/2程度完了時)
実施しない工事 (単純工事)	・維持工事	・除草、除雪、区画線、植樹管理、塗装、標識、照明工事等
	・舗装修繕工事	・切削オーバーレイのみの単一工種工事
	・仮設工	・仮設道路による交通切り回しなどでは、部分使用協議までに中間技術検査を実施すべきであるが、監督職員の確認を経て部分使用協議することもできる。
既済部分検査時 に中間技術検査 を省略できる工事	材料の検収のみの出来高確認	
	単純工事等の出来高確認	切土、河道掘削、浚渫、水路の工事等

* 主たる工種や構造物の完了時、不可視部完了時に受検することを原則とするが、既済部分・完成検査の時期、工程を勘案し、一部(全体工事量の概ね1/3～1/2)完了時となることもあっても良い。

* 完成部分を一般供用する場合は、当初から一部完成として契約図書に記載し、完済部分検査を実施すること。

別紙—3

中間技術検査の実施事例について

3年国債工事の場合（1）

<橋梁下部工事>

●工事内容

- ・RC橋脚工 7基（P1～P7）
- ・場所打ち杭工（φ1,000×56本）
- ・函渠工 1基（5.0×7.0×25.0m）
- ・その他

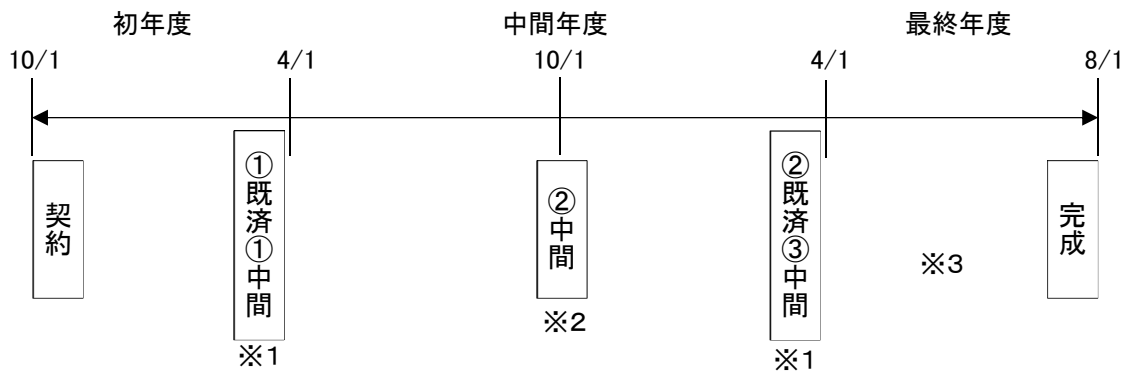
●工期

令和○年10月7日～令和○年8月30日（3年国債）

<追加特記仕様書記載例>

2) 工種及び実施時期(段階)については、下表のとおりとする。

工種	実施時期(段階)	備考
場所打ち杭工	基礎杭の一部完了時	杭頭処理完了時
函渠工	完了時	埋戻し前
RC橋脚工	躯体の一部完了時	埋戻し前
RC橋脚工	躯体の完了時	



検査種別	検査内容(検査段階)
第1回既済部分検査 第1回中間技術検査	初年度の出来高予定額の確認のための既済部分検査と同時に中間技術検査を実施 対象：場所打ち杭一部完了時(P1～P3杭頭処理完了時)
第2回中間技術検査	対象：函渠工完了時(埋戻し前)、RC橋脚工のフーチング完了時(P1～P3の埋戻し前)
第2回既済部分検査 第3回中間技術検査	2年度目の出来高予定額確認のための既済部分検査と同時に中間技術検査を実施 対象：RC橋脚工P1～P3完了及びP4～P6のフーチングまで完了
完成検査	前回検査以降の内容確認及び前回検査までの対象物の外観(異常の有無)確認

※1: 年度ごとの出来高予定額確認のため、既済部分検査が必須であり、同時に中間技術検査を実施すべき工事である。

※2: 2カ年目の中間に施工上の重要な変化点がある工事内容であることから、中間年度の年度途中において中間検査を実施する。(検査間隔が6ヶ月以上)

※3: 上記3回の検査時に、杭基礎、函渠、橋脚(不可視部の一部)について確認を受けており、前回検査～完成検査までの期間が6ヶ月ないため中間検査はおこなわない。(この例ではP7のフーチング不可視部分の確認が出来ていないがやむを得ない)

別紙—3

3年国債工事の場合(2)

<鋼橋上部工事>

●工事内容

- ・工場製作工 1式
- ・工場塗装工 1式
- ・輸送工 1式
- ・架設工 1式
- ・現場塗装工 1式
- ・床版工 1式
- ・その他 1式

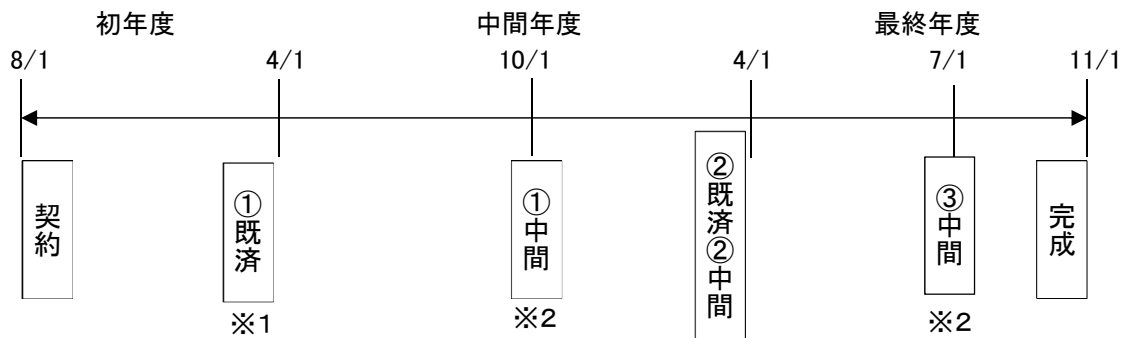
●工期

令和〇年8月2日～令和〇年11月30日(3年国債)

<追加特記仕様書記載例>

2) 工種及び実施時期(段階)については、下表のとおりとする。

工種	実施時期(段階)	備考
工場製作工	仮組立完了	直接仮組立
架設工	鋼橋架設工完了	
床版工	鉄筋組立一部完了	Co打設前



検査種別	検査内容(検査段階)
第1回既済部分検査	初年度の出来高予定額の確認のための既済部分検査 対象が材料のみのため、中間技術検査省略 (工期初めから既済まで6ヶ月以上あるが、準備期間、及び工場製作のため確認出来るものがないことから単独の中間技術検査は実施しない)
第1回中間技術検査	対象 : 直接仮組立完了時
第2回既済部分検査 第2回中間技術検査	2年度目の出来高予定額確認のための既済部分検査と同時に中間技術検査を実施 対象 : 鋼橋架設工完了
第3回中間技術検査	対象 : 合成床版の鉄筋組立完了時
完成検査	前回検査以降の内容確認及び前回検査までの対象物の外観(異常の有無)確認 主工種: 床版コンクリート、地覆・壁高欄のため、技術検査官はコンクリート構造物で品質、出来ばえを評価

※1: 初年度の出来高予定額確認の既済部分検査は、材料(鋼板等)確認のみのため、中間技術検査を省略できる。

※2: 2、3カ年目の中間に施工上の重要な変化点がある工事内容であることから、中間年度、最終年度の途中において中間検査を実施する。(検査間隔が6ヶ月以上)